

産業医による職場訪問のご案内

健康と、はたらく力を支えるために

1 産業医とは、どのような立場ですか。

産業医は、事業場において労働者の健康管理を専門とする医師です。主治医が「治療」を行うのに対し、産業医は「働くこと」と「健康」の両立という観点から、労働者と事業者の双方から独立した中立的な立場で助言を行います。「会社側の医師」でも「労働者側の医師」でもなく、労働安全衛生法及び安全配慮義務の枠組みに基づき、専門的な知見をもって判断いたします。

2 産業医面談は、どのようなときに受けられますか。

- ・ 健康診断で「要精査」又は「要治療」の判定を受けたとき
- ・ 私傷病により休職又は復職を検討しているとき
- ・ 長時間労働(1か月当たり80時間を超える時間外労働)を行ったとき
- ・ 職場の人間関係や業務との適合性について相談したいとき
- ・ ストレスチェックで高ストレス者と判定されたとき
- ・ 健康面での配慮を要すると自ら感じるときなど

3 面談の内容の秘密は守られますか。

産業医には、労働安全衛生法第105条及び刑法第134条に基づく守秘義務が課されています。面談で伺った健康上の情報や個人的なご相談は、原則として事業者には共有されません。ただし、就業上の措置(労働時間の短縮、業務内容の変更等)が必要と判断される場合には、あらかじめご本人の同意を得たうえで、必要な範囲に限定して事業者へ意見を伝えます(労働安全衛生規則第98条の2、健康情報等の取扱規程)。

4 面談を希望する場合は、どうすればよいですか。

面談は、各企業の規定に基づき、原則として勤務時間内に、就業規則上の不利益を伴わない形でご利用いただけます(具体的な取扱い、ご所属の企業の規定をご確認ください)。ご希望の際は、社内窓口(●●部●●、内線番号:●●)までお知らせください。

※ 上記の窓口は、臨床の救急対応を行うものではありません。直ちに生命又は身体に危険が及ぶ事態のときは、当窓口へのご連絡よりも先に、119番への通報又は救急機関への受診をご判断ください。

担当産業医 中村 一(医師・日本医師会認定産業医／代表産業医)

サクセス株式会社 産業医事務所 〒470-2202 愛知県知多郡阿久比町大字福住字荒古2番地22